

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により当市内に居住する者等は本公告の日から4月以内に、店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、市に対し意見書を提出することができる。

平成24年6月8日

新潟市長 篠田 昭

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名 称 イオンモール新潟南  
所在地 新潟市江南区下早通柳田1丁目1番1号  
設置者 イオンリテール株式会社
- 2 変更した事項  
(1) 店舗名称  
(変更前) ・イオン新潟南ショッピングセンター  
(変更後) ・イオンモール新潟南
- 3 変更年月日  
平成24年3月20日
- 4 変更の理由  
店舗名称変更のため
- 5 届出年月日  
平成24年5月24日
- 6 縦覧場所  
新潟市経済・国際部商業振興課及び新潟市江南区役所産業振興課
- 7 縦覧期間  
平成24年6月8日から平成24年10月8日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問い合わせ先  
商業振興課商業振興係  
電 話 025-226-1633  
Eメール shogyo@city.niigata.lg.jp